

## 西条市火災予防条例の一部改正（案）について

西条市では、市民の皆様方の安全・安心のため、国から示された基準に従い、消防法令違反のある建物について公表する制度の創設に向け「西条市火災予防条例」及び「西条市火災予防条例施行規則」の一部改正を予定しています。

### 公表制度の概要

近年、多数の死傷者が発生したホテル、グループホーム、病院などの火災事案を踏まえ、消防法令に重大な違反のある建物について、その建物の名称や法令違反の内容等を利用者に公表することにより、利用者等の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による適正な防火管理業務と消防用設備の設置促進を図るものです。

### 改正案の内容

#### 【西条市火災予防条例の改正案】

- ① 建物の消防用設備の状況が消防法令に違反している場合、その旨を公表できることとします。
- ② 公表しようとする場合、建物の関係者にその旨を通知することとします。
- ③ 公表対象とする建物、違反内容、公表手続は、西条市火災予防条例施行規則で定めることとします。

#### 【西条市火災予防条例施行規則の改正案】

- ① 公表対象とする建物については、消防法令上の「特定防火対象物」とします。
  - ・「特定防火対象物」：劇場、映画館、カラオケボックス、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、地下街等、不特定多数の方が利用する施設や、病院、診療所、認知症対応型グループホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等の、一人で避難することが難しい方が利用する施設で、火災発生時に人命危険が高い建物。
- ② 公表対象とする違反内容については、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」が未設置のものとしします。
  - ・「屋内消火栓設備」：建物関係者が初期消火のために使用する設備。
  - ・「スプリンクラー設備」：火災の熱を感知して自動的に放水して消火する設備。
  - ・「自動火災報知設備」：火災の煙や熱を感知して自動的に建物利用者に火災の発生を知らせる設備。

（裏面に続く）

## 改正案の内容（表面からの続き）

- ③ 公表の手續については、消防機関が立入検査を実施し、公表対象とする違反内容を認め、その事実を通知した後、14日を経過しても、なお、その違反内容が是正されていない場合、西条市のホームページに掲載し、公表するものとします。
- ④ 公表の事項については、公表となる建物の名称・所在地・違反内容とします。  
《施行期日》平成32年4月1日から施行するものとします。

参考：総務省消防庁 違反対象物公表制度

<http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>

### 【お問い合わせ先】

西条市消防本部 予防課

《電話》 0897-56-0251